

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

**香川県人事委員会規則第7号**

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、<u>別表の支給地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の支給割合の欄に定める割合とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> <th style="text-align: center;">支 給 割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1 級地</td> <td>100分の18</td> </tr> </tbody> </table>	支 給 地 域	級 地	支 給 割 合	東京都特別区	1 級地	100分の18	<p>(支給地域等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、<u>次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>1 級地</u> <u>100分の18</u></p> <p>(2) <u>2 級地</u> <u>100分の15</u></p> <p>(3) <u>4 級地</u> <u>100分の10</u></p> <p>(4) <u>5 級地</u> <u>100分の6</u></p> <p>(5) <u>6 級地</u> <u>100分の3</u></p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p> <p>2 <u>給与条例附則第5項第2号、第3号及び第4号並びに第9項並びに職員</u> <u>の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の</u> <u>規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する地域手当の月額</u> <u>に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地</u> <u>域手当の月額とする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> <th style="text-align: center;">級 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>1 級地</td> </tr> </tbody> </table>	支 給 地 域	級 地	東京都特別区	1 級地
支 給 地 域	級 地	支 給 割 合									
東京都特別区	1 級地	100分の18									
支 給 地 域	級 地										
東京都特別区	1 級地										

大阪府大阪市	2級地	<u>100分の15</u>
兵庫県神戸市	4級地	<u>100分の10</u>
宮城県多賀城市	5級地	<u>100分の5</u>
宮城県仙台市	6級地	<u>100分の6</u>
岡山県岡山市	7級地	<u>100分の3</u>
徳島県徳島市		<u>100分の1</u>

備考 この表の支給地域の欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

大阪府大阪市 大阪府門真市 兵庫県芦屋市	2級地
兵庫県神戸市	4級地
宮城県仙台市	5級地
宮城県多賀城市 岡山県岡山市	6級地

備考 この表の支給地域の欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。